

令和4年度名古屋市教育委員会第35号議案

名古屋市博物館処務規則等の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

- (1) 名古屋市博物館条例等の一部改正により名古屋市博物館等の事業が追加されたことに伴い、分掌事務等を整備します。
- (2) 名古屋市科学館に主査（科学館の魅力向上）を置きます。

2 改正する規則

- (1) 名古屋市博物館処務規則
- (2) 名古屋市美術館処務規則
- (3) 名古屋市科学館処務規則

3 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

4 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(令和5年3月24日提出 総務部総務課)



名古屋市博物館処務規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市博物館処務規則等の一部を改正する規則

(名古屋市博物館処務規則の一部改正)

第 1 条 名古屋市博物館処務規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第20号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項総務課庶務係の項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の 1 号を加える。

(11) 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修に関すること。

第 3 条第 2 項学芸課学芸係の項中第 8 号を第10号とし、同項第 7 号中「連絡」を「連携」に改め、同号を同項第 8 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(9) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進に関すること。

第 3 条第 2 項学芸課学芸係の項中第 6 号を第 7 号とし、第 2 号から第 5 号

までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 博物館資料に係る電磁的記録の作成及び公開に関すること。

(名古屋市美術館処務規則の一部改正)

第2条 名古屋市美術館処務規則（昭和63年名古屋市教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項総務課庶務係の項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 学芸員その他の美術館の事業に従事する人材の養成及び研修に関すること。

第3条第2項学芸課学芸係の項中第9号を第11号とし、同項第8号中「連絡」を「連携」に改め、同号を同項第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進に関すること。

第3条第2項学芸課学芸係の項中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 美術品等に係る電磁的記録の作成及び公開に関すること。

(名古屋市科学館処務規則の一部改正)

第3条 名古屋市科学館処務規則（昭和55年名古屋市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「主査(1) 主幹(1)」を「主査(1) 主幹(1) 主査(1)」に改める。

第4条総務課庶務係の項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 学芸員その他の科学館の事業に従事する人材の養成及び研修に関すること。

第4条中

「(1) 科学館の魅力向上の推進に関すること。」を

「(1) 科学館の魅力向上の推進に関すること。」

主 査（科学館の魅力向上） に改め、

（1）科学館の魅力向上の推進に関すること。」

同条学芸課学芸係の項第 1 号中「除く。」の次に「次号において同じ。」を加え、同項中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 6 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

（7）地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動（他の係の主管に属するものを除く。）の推進に関すること。

第 4 条学芸課学芸係の項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、同項第 2 号中「普及」を「普及啓発」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2）科学に関する展示品に係る電磁的記録の作成及び公開に関すること。

第 4 条中

「（1）科学知識の普及及び指導に関すること。」を

「（1）科学知識の普及啓発及び指導に関すること。」に改め、

同条学芸課天文係の項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、同項第 3 号中「普及」を「普及啓発」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3）天文に関する展示品に係る電磁的記録の作成及び公開に関すること。

第 4 条学芸課天文係の項に次の 1 号を加える。

（7）地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動（天文に関するものに限る。）の推進に関すること。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

1 名古屋市博物館処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行
(組織) 第3条 (略) 2 課及び係の分掌事務並びに主幹及び総務課の主査の分担事項は、次のとおりとする。 総務課 庶務係 (1)～(10) (略) <u>(11) 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修に関すること。</u> <u>(12)～(13) (略)</u> 主査（施設） ～主査（博物館の魅力向上） (略) 学芸課 学芸係 (1) (略) <u>(2) 博物館資料に係る電磁的記録の作成及び公開に関すること。</u> <u>(3)～(7) (略)</u> <u>(8) 他の博物館、図書館、学校、研究所等との連携及び協力に関すること。</u>	(組織) 第3条 (略) 2 課及び係の分掌事務並びに主幹及び総務課の主査の分担事項は、次のとおりとする。 総務課 庶務係 (1)～(10) (略) <u>(11)～(12) (略)</u> 主査（施設） ～主査（博物館の魅力向上） (略) 学芸課 学芸係 (1) (略) <u>(2)～(6) (略)</u> <u>(7) 他の博物館、図書館、学校、研究所等との連絡及び協力に関すること。</u>

<u>(9) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進に関すること。</u> <u>(10)</u> (略) 3 (略)	<u>(8)</u> (略) 3 (略)
---	------------------------------------

2 名古屋市美術館処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行
(組織) 第3条 (略) 2 課及び係の分掌事務並びに主査の分担事項は、次のとおりとする。 総務課 庶務係 (1)～(8) (略) <u>(9) 学芸員その他の美術館の事業に従事する人材の養成及び研修に関すること。</u> <u>(10)～(11)</u> (略) 学芸課 学芸係 (1) (略) <u>(2) 美術品等に係る電磁的記録の作成及び公開に関すること。</u> <u>(3)～(8)</u> (略) <u>(9) 他の美術館、博物館、図書館、学校、研究所等との連携及び協力に関</u>	(組織) 第3条 (略) 2 課及び係の分掌事務並びに主査の分担事項は、次のとおりとする。 総務課 庶務係 (1)～(8) (略) <u>(9)～(10)</u> (略) 学芸課 学芸係 (1) (略) <u>(2)～(7)</u> (略) <u>(8) 他の美術館、博物館、図書館、学校、研究所等との連絡及び協力に関</u>

すること。 <u>(10) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進に関すること。</u> <u>(11)</u> (略) 主査 (普及) (略)	すること。 <u>(9)</u> (略) 主査 (普及) (略)
---	---

3 名古屋市科学館処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行
(組織) 第 3 条 科学館に次の組織を置く。 総務課 庶務係 主査(1) 主幹(1) <u>主査(1)</u> 学芸課 (略) 第 4 条 課及び係の分掌事務並びに主幹及び主査の分担事項は、次のとおりとする。 総務課 庶務係 (1)～(8) (略) <u>(9) 学芸員その他の科学館の事業に従事する人材の養成及び研修に関すること。</u> <u>(10)</u> (略)	(組織) 第 3 条 科学館に次の組織を置く。 総務課 庶務係 主査(1) 主幹(1) 学芸課 (略) 第 4 条 課及び係の分掌事務並びに主幹及び主査の分担事項は、次のとおりとする。 総務課 庶務係 (1)～(8) (略) <u>(9)</u> (略)

主査（経営）

～主幹（科学館の魅力向上）（略）

主査（科学館の魅力向上）

(1) 科学館の魅力向上の推進に関する
こと。

学芸課

学芸係

(1) 科学に関する展示品（他の係の主管に属するものを除く。次号において同じ。）に係る企画及び展示その他の供用に関すること。

(2) 科学に関する展示品に係る電磁的
記録の作成及び公開に関すること。

(3) 科学知識（他の係の主管に属する
ものを除く。）の普及啓発及び指導
に関すること

(4)～(6)（略）

(7) 地域における教育、学術及び文化
の振興、文化観光その他の活動（他
の係の主管に属するものを除く。）
の推進に関すること。

(8)（略）

主査（普及）

(1) 科学知識の普及啓発及び指導に関する
こと。

(2)（略）

天文係

(1)～(2)（略）

主査（経営）

～主幹（科学館の魅力向上）（略）

学芸課

学芸係

(1) 科学に関する展示品（他の係の主管に属するものを除く。）に係る企画及び展示その他の供用に関する
こと。

(2) 科学知識（他の係の主管に属する
ものを除く。）の普及及び指導に関
すること

(3)～(5)（略）

(6)（略）

主査（普及）

(1) 科学知識の普及及び指導に関する
こと。

(2)（略）

天文係

(1)～(2)（略）

<u>(3) 天文に関する展示品に係る電磁的記録の作成及び公開に関すること。</u> <u>(4) 天文に関する知識の普及啓発及び指導に関すること。</u> <u>(5)～(6) (略)</u> <u>(7) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動（天文に関するものに限る。）の推進に関すること。</u> 主幹（天文） (略)	<u>(3) 天文に関する知識の普及及び指導に関すること。</u> <u>(4)～(5) (略)</u> 主幹（天文） (略)
--	--